


庁議付議事案書

開催・令和4年3月30日

所管部課	学校教育部 教育総務課	部長	矢吹 勇一			
件名	東大和市立学童保育所条例施行規則について					
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関	青少年課				
<p>1. 要旨</p> <p>令和4年4月1日付で行われる組織改正に伴い、教育委員会規則として新たに制定するものである。</p> <p>(1) 制定する規則 東大和市立学童保育所条例施行規則</p> <p>(2) 主な内容 学童保育所の入所の承認等並びに育成料等の徴収等に関することを定める。</p> <p>(3) 施行日 令和4年4月1日</p> <p>(4) 影響及び効果 学童保育所に関する事務を適切に執行できる。</p>						
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書課において審査済み。 ・令和4年3月23日開催の令和4年第3回東大和市教育委員会定例会において承認済み。 						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、速やかに制定手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。